

## 利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会運営要領

### (目的)

- 1 利尻礼文サロベツ国立公園の適正な保護と利用の推進を図ることを目的として、現地における管理業務の指針となるべき、地域の実情に即した管理計画を作成するため、「利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）」を運営する。

### (検討会の検討事項)

- 2 検討会においては次の事項を検討する。
  - (1) 管理の基本的方針
  - (2) 風致景観の管理に関する事項
  - (3) 地域の開発、整備に関する事項
  - (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項
  - (5) 利用者の指導に関する事項
  - (6) 地域の美化修景に関する事項
  - (7) その他第1の目的を達成するために必要な事項

### (検討会の構成)

- 3 検討会は、学識経験者のうちから環境省北海道地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）が依頼する検討員をもって構成する。
- 4 検討会には、関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。
- 5 検討会の運営にあたり、北海道地方環境事務所職員のうちから事務所長の指名により検討会に幹事・書記及び及び調査員を置く。

### (座長)

- 6 検討会に座長を置き、検討員のうちから互選によりこれを決定する。

### (庶務)

- 7 検討会の庶務は、環境省北海道地方環境事務所において行う。

「利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会」名簿

◎検討員

北海道大学大学院農学研究科	助 手	愛甲 哲也
北海道環境科学研究センター	環境 GIS 科長	高田 雅之
レブングル写真事務所		宮本 誠一郎

◎関係行政機関

北海道森林管理局計画部長  
宗谷森林管理署長  
留萌北部森林管理署長  
稚内開発建設部長  
留萌開発建設部長  
北海道宗谷支庁長  
北海道留萌支庁長  
稚内市長  
礼文町長  
利尻町長  
利尻富士町長  
豊富町長  
幌延町長